

令和7年第4回教育委員会定例会日程

日 時 令和7年4月30日（水）午後1時30分

場 所 大栄農村環境改善センター 会議室4

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第32号 北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第33号 北栄町出産・子育て応援給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第34号 北栄町妊婦支援給付実施要綱の制定について

議案第35号 小中学校主任等の任命について

議案第36号 北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

議案第37号 北栄町教育行政評価委員の委嘱について

議案第38号 北栄町部活動のあり方検討委員の委嘱について

議案第39号 こども園評議員の委嘱について

議案第40号 北栄町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第41号 北栄町学校業務カイゼンプランの策定について

5 協議事項

・令和7年度 こども園・小・中学校計画訪問について・・・・・・・・・・資料1

・令和7年度 北栄町じんけんサミットについて・・・・・・・・・・資料2

・令和7年度 教育委員視察研修について・・・・・・・・・・資料3

6 報 告

・教育委員会部局の事務分担表について・・・・・・・・・・資料4

・要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に係る認定状況について・資料5

・校区外・区域外就学の認定について・・・・・・・・・・資料6

・令和6年度こども園評価・学校評価について・・・・・・・・別冊

・令和7年度北栄町コミュニティ・スクールの取り組みについて・・・・・・・・別冊

7 その他

・第5回定例会 5月 日（ ） 時 分から

8 閉 会

4月 行政報告

=教育長=

◎業務内容

- 4月 1日 出向辞令交付（徳岡職務代理に依頼）
年度初め式（会計年度職員・正職員）職員辞令交付式あいさつ
※以上リモートによる
- 4月 2日 教職員着任式
- 4月 3日 北栄町教育連絡会
- 4月 4日 北条みどりこども園入園式
- 4月 7日 北条中学校区学校運営協議会 委任状交付
- 4月 8日 大栄中学校区学校運営協議会 委任状交付
- 4月 9日 春の交通安全運動 倉吉西高入学式
ハートフルスペース訪問 中部教育支援センター訪問
- 4月10日 大栄小学校入学式 大栄中学校入学式
- 4月11日 北栄町議会行政報告会 エイホクエイ面会
- 4月12日 鎮霊神社奉納剣道大会
- 4月14日 中部版スクラム事業連絡協議会
- 4月15日 交通安全啓発 鎮魂神社招魂祭
- 4月16日 県町村教育長会 県市町村教育委員会研究協議会理事会
県GIGAスクール推進協議会 県教育行政連絡協議会
- 4月17日 保育士面接 スポーツ推進委員協議会
- 4月18日 竹歳育英会理事会 前田寛治文化財視察
- 4月19日 みらい伝承館山本隆博絵画展ギャラリーインタビュー
- 4月22日 東伯郡教育長会
- 4月22日 園訪問（由良こ・大誠こ）
- 4月24日 園訪問・面談（由良こ） 緑化推進委員会 自治会長会
- 4月25日 道の駅ほうじょうオープンセレモニー
- 4月26日 反射炉お台場ウォーク
- 4月27日 桜相撲 エイ！フェス
- 4月27日 北栄町シニアクラブ開講式
- 4月30日 定例教育委員会

【園・学校の動きから】

- 4月23日～25日 大栄中修学旅行（東京）
- 校外学習 4月28日 大栄小全校遠足
- 4月30日 大栄中2年校外学習
- 5月 2日 北条小全校遠足
- 5月 9日 北条中2年校外学習



（4/15 日本海新聞）

【県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会】の話題から

○ 協議・意見交換

- (1) 教員採用等の現状について
- (2) 今後の中学校少人数学級の在り方について
- (3) 市町村（学校組合）立学校における管理監督職勤務上限年齢制の特例（特例任用）について
- (4) 小学校における生徒指導主事の命職に係る方向性について（再協議）

○ 県教委説明事項

- ① 公立学校教職員のメンタルヘルスについて（教育総務課）
- ② 架け橋期の教育の充実について（小中学校課）
- ③ 主権者教育「ちいわか総選挙」の実施について（小中学校課／市町村課）
- ④ 教職員の人材育成と教育 DX の推進（教育センター）
- ⑤ 特別支援教育の推進について（特別支援教育課）
- ⑥ 避難所となる学校体育館への空調設備の整備促進について（教育環境課）
- ⑦ 令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本計画＜前期＞
（令和8年度～令和12年度）について（高等学校課）
- ⑧ 第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会の開催及び参加・協力について（高等学校課）
- ⑨ 生徒支援・教育相談センターの組織改編と取組について（生徒支援・教育相談センター）

【東伯地区教育委員連絡協議会関係】

- 1 日 時 令和7年5月28日（水）15：00～
- 2 場 所 総会、研修会 鳥取県立美術館 1階 ホール（倉吉市駄経寺町2丁目3-12）
- 3 日 程
 - (1) 総 会 15：00～15：30
 - ① 令和6年度事業報告並びに決算について
 - ② 令和7年度事業計画並びに予算について
 - ③ 役員選出
 - (2) 合同研修会 15：30～17：15
テーマ：鳥取県立美術館 アート・ラーニング・ラボ（A.L.L.）の取組について
講 師：鳥取県立美術館学芸課教育普及担当 佐藤真菜 専門員
 - (3) 懇親会 18：00～20：00
味処 進（倉吉市上井町2-7-1）<https://www.ajidokoro-shin.com/>
- 4 その他 会費各町 25,000 円を当日ご持参ください。

県市町村教育委員会研究協議会理事会より

定期総会 令和7年7月10日13：00 倉吉セントパレス

和7年度 北栄町教育委員会

新任教職員の皆さまへ ― ごあいさつと重点ポイント ―

【歓迎のことば】

ようこそ北栄町へ！

町全体で皆さまを歓迎しています。

共に、子どもたちの成長を支えていきましょう。

【今の時代認識】

- ・「VUCAの時代」＝変化が激しく、正解のない社会
- ・でも「面白い時代」とも言えます
- 子どもたちに「自分で問い、自分で考える力」を育てたい

ヨシタケシンスケさん「それしかないわけじゃない」が好きです

【北栄町の動き】

- ・令和7年度に町政20周年
- ・キャッチフレーズは「次の20年の基盤づくり」
- ・道の駅オープンなど、まち全体の再構築が進行中

【今年度 教育委員会の重点施策】

- ① 不登校対策
 - 校内支援センター（北条側）新設
 - 教育ソフト「リタリコ」導入
- ② コミュニティ・スクールの強化
 - 地域クラブ「ほくほクラブ」と連携
- ③ 授業改革の推進
 - キーワード：「学びを子どもに委ねる」
 - 探究・自由進度・複線化授業の実践

総合的かつ一体的な取り組みを進めます。今考えられる体制は作りました。あとは体制の協働力が問われます。みんなでやっていきます。

構想としては大きく構えていますが、具体的な形が十分に示せていません。まずは「ほくほクラブ」の運営へのご協力をお願いします。

強く働きかけていきたいと思っています。

【最後に】

子どもたちの未来のために、ともに歩みましょう。

教育委員会も全力で支援します。

どうぞよろしくお願いします。

＝教育総務課＝

1 令和7年度子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）

文部科学大臣表彰について

子どもの読書活動を推進するための優秀な実践を行う園・学校・図書館・団体（個人）を表彰する「子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰」で北条こども園が表彰されました。

2 3月の不登校、問題行動等の状況

（1）不登校（30日以上）

（人）

学校	前月末	当月増	当月末							前年 同月
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
北条小	15 (10)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (2)	2 (2)	4 (3)	5 (2)	16 (11)	8 (5)
大栄小	6 (3)	0 (0)	1 (1)			4 (2)		1 (0)	6 (3)	7 (3)
北条中	10 (3)	0 (0)	2 (2)	5 (1)	3 (0)				10 (3)	9 (1)
大栄中	13 (8)	0 (0)	6 (6)	5 (1)	2 (1)				13 (8)	16 (5)

・（ ）内は、今年度から不登校（30日以上）となった者

（2）問題行動・いじめ

学校	問題行動（件）	いじめ認知件数
北条小	2年生、生徒間暴力1。 6年生、その他10。	6年1、計1件。ひどくぶつかられる。
大栄小		
北条中	1年生、その他1。 2年生、その他1。	1年1、2年1、計2件。嫌なこと恥ずかしいことの強要、無視や仲間はずれ。
大栄中		

3 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の3月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

＝生涯学習課＝

1 第3回北栄町文化財保護委員会について

3月28日、令和6年度第3回北栄町文化財保護委員会を開催しました。令和6年度事業及び令和7年度予定事業について協議しました。

2 鳥取県指定保護文化財齋尾家住宅限定公開について

3月29日、鳥取県指定保護文化財である齋尾家住宅の限定公開を行いました。齋尾家の調査をされている小畑建築士による解説を聞きながら、大正期の代表的な建築を満喫しました。参加者は15人でした。

3 茶臼山城探検について

3月30日、茶臼山城探検を行いました。古墳や戦国期に作られた曲輪、堀切、土塁などが残る茶臼山について、むきぼんだ史跡公園の大川泰広さんに解説していただき、茶臼山の歴史的魅力を知っていただく機会となりました。参加者は22人でした。

4 北栄みらい伝承館企画展について

2月15日から3月30日まで、北栄みらい伝承館企画展示「昔の生活道具～編んで作られた道具～」を開催し、竹やわらなど身近にある材料で編んで作られた生活道具を紹介しました。期間中の来館者数は298人で、令和6年度の入館者数は2,617人（前年度3,058人）でした。

また、4月12日から5月18日までの期間、北栄みらい伝承館で「山本隆博 絵画展」を開催しています。今回は、北栄町出身の若手画家 山本隆博さんの写真と見紛うほどのリアルな絵画、ハイパーリアリズムの絵画を展示しており、19日には山本さんによるギャラリーインタビューを行いました。作品についての解説などをしていただき、参加者は26人でした。

5 北栄スポーツクラブジュニアクラブ活動開始式について

4月5日、北栄スポーツクラブジュニアクラブ活動開始式を開催しました。林理事長から、ジュニアクラブの活動目的と発達段階に応じた活動の重要性について、お話しいただきました。登録者数は、16団体262人です。（4/5現在）

6 森永乳業クリニコからの寄贈について

4月9日、森永乳業クリニコから「レモンと乳酸菌の水分補給ゼリー」12,000個を寄贈していただき、贈呈式を行いました。この度の寄贈は、北栄町と公民連携促進に関する連携協定を締結している㈱官民連携事業研究所の仲介により実現したもので、ウォーキングや高齢者スポーツ教室等のスポーツ事業や、夏場の高齢者訪問等に活用します。

7 北栄てくてくウォーキング 六尾反射炉・由良台場ウォークについて

4月26日、北栄てくてくウォーキング 六尾反射炉・由良台場ウォークを実施しました。大栄健康増進センターを発着点とし、六尾反射炉や豊田邸跡、由良藩倉跡、由良台場などを巡る約4kmのコースでウォーキングを楽しみました。参加者は____人でした。

8 コウノトリの営巣について

2月頃から令和5年度に建設した巣塔にコウノトリが営巣しはじめ、3月中旬頃から抱卵している様子が見られます。今後も地域の方と共に卵の孵化の様子等見守りを続けていきます。

9 ほくほくプラザについて

(1) 職場体験教室「鳥取砂丘コナン空港へ行こう！」

日 時 4月2日（水）12:00～16:30

参加者 22人（幼2、小15、大5）

(2) 体験教室「チョコポップコーン作り」

日 時 4月19日(土) 13:30~15:30

参加者 20人(幼1, 小15, 大4) 大栄17人・北条3人

◆家庭教育12か条◆

4月は

「早寝早起き朝ごはん」 早く寝る工夫をしよう!



=図書館=

1 「夢の図書館プロジェクト」メンバー募集について

募集期間 4月1日(火)~5月10日(土)

内 容 魅力ある図書館づくりのための企画(夢)を策定し、実施していただけるメンバーを募集。5月に新規メンバーを対象とした協議の場を設定する。

2 <図書館春まつり>こどもの読書週間イベントについて

期 間 4月26日(土)~5月11日(日)

内 容 こどもの読書週間(4月27日~5月10日)期間中に春まつりイベントとして開催。図書館や本の世界を楽しめる各種イベントを行う。

- ・春のわくわく本の福袋
- ・絵本の人気者ぬりえ 等

3 例月の講座・行事の実施状況について

事業名	期 日	場 所	参加人数
おはなし会	4/6	図書館本館	6人
	4/12	北条分室	2人
	4/13	図書館本館	2人
	4/20		3人
	5/1	大誠こども園	4歳児
	5/15	由良こども園	2・4歳児

4 図書館の貸出状況等について

【令和7年3月分】

		先月報告 ①	今月② (3/1~3/31)	今年度累計 ①+②	前年同期 累計
来館者数 (人)	図書館	57,112	5,025	62,137	46,803
	北条分室	10,923	932	11,855	12,108
貸出冊数 (冊)	図書館	58,921	5999	64,920	61,315
	北条分室	19,190	1735	20,925	22,941

=中央公民館=

1 令和7年度ほくえい公民館まつり第1回実行委員会について

期 日 3月26日(水) 13:30~14:45

参加者 14人

概 要 役員選出、日程、開催要項について協議

委員長 : 西村文伸さん

副委員長: 竹原正純さん、清水光代さん

2 北栄文芸(第78号)の発行について

期 日 4月10日(木)

概 要 300部発行 作品数76作品

分野	投稿数	分野	投稿数
随筆・評論	7	短歌	8
俳句	26	詩	0
自由律俳句	3	漢詩	0
川柳	16	小学生作品	16

3 シニアクラブについて

・自治会世話人会

日 時 4月14日(月) 13:30~14:20

場 所 中央公民館 大研修室

参加者 16名

概 要 ・会員数 115人(昨年106人)

・自治会世話人、運営委員の選出

会長 長谷川孝司さん(西高尾)

副会長 原田悦子さん(弓原)、奥田よしの子さん(曲)

運営委員 山崎ひろ子さん(江北)、網濱環枝さん(みどり二区)、
山本孝志さん(瀬戸)

・シニアクラブ開講式について

日 時 4月28日(月) 14:00~

場 所 中央公民館 講堂

参加者 人

概 要 講演「町政について」 北栄町長 手嶋俊樹

「心も体も元気!音楽療養教室」 音楽療法士 木田小百合さん

4 ほくえい未来ラボ研究員募集について

募集期間: 3/27(木)~5/31(土)

※4/21現在 応募者2名

5 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	4/1～30	公民館講座作品展	—	

6 今後の予定について

- ・第1回ほくえい未来ラボの開催について

日 時 5月31日（土）13:30～16:30

場 所 大栄農村環境改善センター 大会議室

概 要 趣旨説明、現状レク、話し合い（公開講座として実施）

＝中央公民館大栄分館＝

1 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	4/2～29	町民ミュージカル写真展	—	
小筆教室	4/1	毛筆で小さい字を書く	33人	道祖尾良苑さん
	4/15		36人	
パソコンカフェ	4/14	初歩のパソコン・スマホ教室	13人	福田愛治さん
	4/28		__人	
ペン習字教室	4/8	日常生活に即した学習	17人	道祖尾良苑さん
切絵教室	4/11	好きな図面を選び、はさみなど切り抜き作成	11人	寺地千代子さん
	4/25		__人	長柄敏子さん
子どもほくえい塾	4/5	囲碁教室	4人	日本棋院大栄支部
	4/19		5人	
	4/5	生マシュマロ	26人	
	4/5	ふるさと花植え隊	8人	
	4/19		0人	
	4/12	茶道教室(北条会場)	8人	北条茶道教室
	4/26		__人	
	4/26	茶道教室(大栄会場)	__人	吉田宗美さんほか

2 今後の予定について

- ・子どもほくえい塾について

「赤十字運動街頭キャンペーン」

日時 5月10日（土） 10:00～11:00

「はんことレターセット」

日時 5月10日(土) 13:30～15:00

「ふるさと花植え隊」

日時 5月10日(土) 8:00～9:00 コナン駅前

日時 5月24日(土) 8:00～9:00 コナン通り

「茶道教室(北条会場)」

日時 5月10日(土)、24日(土) 13:30～15:30

「囲碁教室」

日時 5月17日(土) 13:30～15:30

「茶道教室(大栄会場)」

日時 5月24日(土) 13:30～15:00

議案第 32 号

北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱
の制定について

北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠 見 隆 志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱の一部を改正する要綱

第1条 北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱(令和2年北栄町教育委員会訓令第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、北栄町フリースクール利用料助成金(以下「助成金」という。)について、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。<u>以下「規則」という。</u>)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (助成金の額等) 第5条 助成金の額は、児童生徒の<u>授業料</u>(月々又は定期的にフリースクールに支払うこととされる定額の経費)の10分の10とする。ただし、<u>授業料</u>の上限は2万円とする。 2 略 (助成金の申請) 第6条 助成対象者が助成金の交付を受けようとする場合は、毎年度、<u>北栄町フリースクール利用料助成金交付申請書(様式第1号)</u>に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。 (1) 略 (2) 対象経費の金額が確認できる書類	(趣旨) 第1条 この要綱は、北栄町フリースクール利用料助成金(以下「助成金」という。)について、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (助成金の額等) 第5条 助成金の額は、児童生徒の<u>通所経費</u>(月々又は定期的にフリースクールに支払うこととされる定額の経費)の10分の10とする。ただし、<u>通所経費</u>の上限は2万円とする。 2 略 (助成金の申請) 第6条 助成対象者が助成金の交付を受けようとする場合は、毎年度、<u>北栄町フリースクール利用料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)</u>に次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。 (1) 略 (2) 対象経費の金額<u>及び納入期限</u>が確認できる書類

(3)及び(4) 略 2 助成金の申請日以前にフリースクールへ支払うべき対象費用がある場合、申請日の属する年度の4月1日以降に負担することが生じた対象費用について、申請額に含めることができる。 (助成金の交付決定) 第7条 町長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査の上その適否を決定し、申請者に通知するものとする。 (助成金の実績報告) 第8条 <u>規則第20条第1項の規定による報告は、北栄町フリースクール利用料補助金実績報告書(様式第2号)によるものとする。</u> (助成金の概算払) 第9条 <u>申請者が希望する場合、町長は、補助金の概算払を行うことができるものとする。</u> 2 <u>町長は、前項の規定による概算払を受けた申請者について、概算払額と実績額との間に過払いがある場合は、当該過払額の返還請求を行うものとする。</u> (退所時の届出) 第10条 本助成金交付決定を受けた	(3)及び(4) 略 2 助成金の申請日以前にフリースクールへ支払うべき対象費用がある場合、申請日の属する年度の4月1日と第4条に規定する要件を満たすこととなった日のいずれか遅い日以降に負担することが生じた対象費用について、申請額に含めることができる。 (助成金の交付決定等) 第7条 町長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査の上その適否を決定し、申請者に通知する<u>とともに助成金を交付するものとする。</u> 2 <u>申請者が希望する場合、町長は助成金をフリースクール運営事業者に直接支払うことができる。</u> (退所時の届出) 第8条 本助成金交付決定を受けた
---	---

者で、対象の児童生徒がフリースクールを退所した場合、フリースクール退所届(様式第3号)により退所した旨を速やかに町長へ届け出なければならない。 2 略 第11条及び第12条 略	者で、対象の児童生徒がフリースクールを退所した場合、フリースクール退所届(様式第2号)により退所した旨を速やかに町長へ届け出なければならない。 2 略 第9条及び第10条 略
---	--

第2条 北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改め、様式第2号の次に次の1様式を加える。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

北栄町フリースクール利用料助成金交付申請書

北栄町長 様

北栄町フリースクール利用料助成金の交付を受けたいので、北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

_____年_____月_____日

1. 申請者(フリースクールに通う児童生徒の保護者) ※自署の場合は押印不要

氏 名	印	電話番号	
住 所	〒	※日中連絡のつく番号	

2. フリースクールに通う児童生徒および利用する施設の状況

ふ り が な		在 学 校	小・中学校 年
氏 名			
住 所	北栄町		
フリースクール名			
補助金申請額	円 (年 月 ~ 年 月分)		
添 付 書 類	(1) 対象児童・生徒がフリースクールに通っていることが確認できる書類 (2) 対象経費の金額が確認できる書類 (3) 申請日以前に支払った対象経費について助成を受けようとする場合、対象経費の支払状況が確認できる書類		

町税等納付状況調査同意書

北栄町フリースクール利用料助成金の交付申請を行うにあたって、北栄町の補助金等を担当する職員が、交付申請手続きに限って、下記の町税等の納付状況について調査することについて同意します。

1 町税等

- (1)町税(町民税、固定資産税、軽自動車税) (2)国民健康保険税 (3)介護保険料
 (4)後期高齢者医療保険料 (5)その他(当該補助金等の交付対象事業と密接に関連する歳入金等)

2 同意者(児童生徒の保護者)

保護者…親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者

同意者氏名	生年月日	住 所
	年 月 日	
	年 月 日	☐ 上記と同じ ☐ 上記と異なる場合()

※ 同意する者が自ら署名を行ってください。

【事務局確認】 ☐ 添付書類は揃っているか ☐ 債権者登録(変更)済である、または届書を添付した ※別紙「債権者登録(変更)届書」の提出が必要です ☐ (未提出者のみ)債権者登録の口座名義人は申請者名と同一である	担当者確認欄
--	----------------

北栄町フリースクール利用料助成金実績報告書

北栄町長 様

年 月 日付第 をもって交付決定通知のあった事業を実施したので、
北栄町フリースクール利用料助成金交付要綱第8条の規定により報告します。

_____年_____月_____日

1. 申請者(フリースクールに通う児童生徒の保護者)※自署の場合は押印不要

氏 名	印	電話番号 ※日中連絡 のつく番号	
住 所	〒		

2. フリースクールに通う児童生徒および利用する施設の状況

ふ り が な			
氏 名		在 学 校	小・中学校 年
住 所	北栄町		
フリースクール名			
在 籍 期 間	年 月 ~ 年 月		
補 助 金	交付決定額	円	
	実 績	円	
	概 算 払	円	
添 付 書 類	補助対象経費の支払い状況が確認できる書類 (施設が発行した授業料の領収書の写し等)		

担当者確認欄

--

フリースクール退所届

北栄町長 様

_____年_____月_____日

北栄町フリースクール利用料助成金の助成対象となっている児童・生徒がフリースクールを退所しましたので届け出ます。

1. 申請者(フリースクールに通う児童生徒の保護者)※自署の場合は押印不要

氏 名	印	電話番号 ※日中連絡 のつく番号	
住 所	〒		

2. 助成対象となっている児童生徒

ふ り が な		在 学 校	小・中学校	年
氏 名				
住 所	北栄町			
フリースクール名				
退 所 日	年 月 日			

議案第 33 号

北栄町出産・子育て応援交付金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町出産・子育て応援交付金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町出産・子育て応援給付金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町出産・子育て応援給付金交付要綱(令和5年北栄町告示第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 支給妊婦 令和5年3月1日(以下、「事業開始日」という。)から令和7年3月31日までに妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関を受診し、妊娠の事実を確認した者に限る。) (2)及び(3) 略 (4) 支給養育者 事業開始日から令和7年3月31日までに出生し、日本国内に住所を有する児童を養育する者(養育する者に産婦が含まれる場合は産婦に限る。) (5) 略 別表第1(第3条関係) 出産応援ギフトに関すること <table><tr><td></td><td>A 支給妊婦</td><td>B略</td></tr><tr><td>ア略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>イ略</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ウ申請</td><td>妊娠中(支給要件を満たした日から出産日の前日までをいう。)。た</td><td>略</td></tr></table>		A 支給妊婦	B略	ア略	略	略	イ略	略		ウ申請	妊娠中(支給要件を満たした日から出産日の前日までをいう。)。た	略	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 支給妊婦 令和5年3月1日(以下、「事業開始日」という。)以降に妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関を受診し、妊娠の事実を確認した者に限る。) (2)及び(3) 略 (4) 支給養育者 事業開始日以降に出生し、日本国内に住所を有する児童を養育する者(養育する者に産婦が含まれる場合は産婦に限る。) (5) 略 別表第1(第3条関係) 出産応援ギフトに関すること <table><tr><td></td><td>A 支給妊婦</td><td>B略</td></tr><tr><td>ア略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>イ略</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ウ申請</td><td>妊娠中(支給要件を満たした日から出産日の前日までをいう。)。た</td><td>略</td></tr></table>		A 支給妊婦	B略	ア略	略	略	イ略	略		ウ申請	妊娠中(支給要件を満たした日から出産日の前日までをいう。)。た	略
	A 支給妊婦	B略																							
ア略	略	略																							
イ略	略																								
ウ申請	妊娠中(支給要件を満たした日から出産日の前日までをいう。)。た	略																							
	A 支給妊婦	B略																							
ア略	略	略																							
イ略	略																								
ウ申請	妊娠中(支給要件を満たした日から出産日の前日までをいう。)。た	略																							

時 期	ただし、災害その他支給対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により支給対象者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後 3 か月以内とし、<u>この場合にあっても、令和 8 年 3 月 31 日以降の支給の申請はできないものとする。</u>	時 期	ただし、災害その他支給対象者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により支給対象者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後 3 か月以内に<u>支給の申請を行うことも可能とする。</u>
--------	---	--------	--

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 3 0 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 34 号

北栄町妊婦支援給付金支給事業実施要綱の制定について

北栄町妊婦支援給付金支給事業実施要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町妊婦支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第10条の2の規定に基づき、妊婦(医療機関を受診し、医師による胎児心拍が確認された者をいう。以下同じ。)に対し妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給する北栄町妊婦支援給付金支給事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「妊婦支援給付金」とは、北栄町(以下「町」という。)が法第10条の9の規定に基づき妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定(以下「妊婦給付認定」という。)を行った妊婦に対し支給する給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 妊婦支援給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、妊婦であって、妊婦給付認定の申請を行う日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき町の住民基本台帳に記載されている者(他の市町村において妊婦支援給付金の支給を受けている者又は受ける予定である者は、除く。)とする。

2 前項の支給対象者には、令和7年4月1日以後に流産、死産又は人工妊娠中絶をした妊婦を含むものとする。ただし異所性妊娠をした者は含まない。

(妊婦支援給付金の支給時期及び支給額)

第4条 妊婦支援給付金は、2回に分けて支給するものとし、支給の時期及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1回目(妊婦が妊婦給付認定を受けたとき)50,000円

(2) 2回目(妊婦が町に対し胎児の数を届け出たとき)胎児の数に50,000円を乗じて得た額

(妊婦給付認定等の申請等)

第5条 妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支給を受けようとする支給対象者は、次に掲げる方法により町長に申請するものとする。

- (1) 1 回目の妊婦支援給付金の支給の申請(第 5 項において「1 回目申請」という。)をするときは、妊婦給付認定申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を町長に提出し、妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支給を併せて申請するものとする。
 - (2) 2 回目の妊婦支援給付金の支給(第 5 項において「2 回目申請」という。)を受けようとするときは、胎児の数の届出書(様式第 2 号。以下「届出書」という。)を町長に提出するものとする。
 - (3) 他市町村で 1 回目の妊婦支援給付金の支給を受けた者で、2 回目の妊婦支援給付金の支給を受けようとするときは、申請書および届出書を町長へ提出するものとする。
 - (4) 第 1 号および第 2 号の規定にかかわらず、流産、死産および人工妊娠中絶をした場合は、医療機関において、その事実が確認された日以降に申請書および届出書を町長へ提出するものとする。ただし、申請書を提出する前に流産、死産および人工妊娠中絶をした場合は、医療機関においてこれらが確認されたことを証明するものを添付し申請することとする。
- 2 町長は、前項第 1 号の規定による申請があったときは、その内容を審査し、妊婦給付認定を行ったときは妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書(様式第 3 号)により、妊婦給付認定を却下したときは妊婦給付認定申請却下通知書(様式第 4 号)により当該申請をした者に通知するものとし、当該妊婦給付認定を行った者に対し 1 回目の妊婦支援給付金を支給するものとする。
 - 3 町長は、第 1 項第 2 号の規定による届出があったときは、妊婦支援給付金支払通知書(様式第 5 号)により当該届出をした者に通知するとともに、2 回目の妊婦給付支援金を支給するものとする。
 - 4 町長は、第 1 項第 3 号の規定による申請および届出があったときは、妊婦給付認定通知書(様式第 6 号)および妊婦支援給付金支払通知書により、当該申請および届出をした者に通知するとともに、2 回目の妊婦給付支援金を支給するものとする。
 - 5 1 回目申請は、妊娠の事実が確認された日(医療機関で医師による胎児心拍が確認された日をいう。)から起算して 2 年に達する日まで、2 回目申請は、出産予定日の 8 週間前の日から起算し 2 年に達する日までに行わなければならない。
 - 6 町は、第 1 項第 1 号、第 3 号または第 4 号の申請を受けるときは、公的身分証明書の提示または写しを提出させることにより申請者の

本人確認を行うものとする。また振込先金融機関の通帳またはキャッシュカード等の振込先口座の分かる部分の写しを申請書に添付して町長へ提出させるものとする。

(妊婦給付認定等の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支給対象者から第5条第5項に規定する期限までに申請が行われなかった場合は、支給対象者が妊婦支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第5条第2項、第3項及び第4項の規定による妊婦支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った妊婦支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 妊婦支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

妊婦給付認定申請書

北栄町長

妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。また妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

申請日 年 月 日 申請者 _____

1. 申請者の情報

フリガナ 氏 名		電 話 番 号	
生 年 月 日		年 齢	
個 人 番 号			
現 住 所	〒 _____		
居 住 地	(現住所と異なる場合のみ記載)		
妊娠届出日		妊 娠 週 数	週
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)		

※妊娠届出日は、既に出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載してください。

2. 妊娠に関して診断を受けた医師等の情報

医 療 機 関 の 名 称	
住 所	
診断した医師の氏名	

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他市町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市町村： ）

☐ 希望しません。

4. 振込先口座

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本・支店 本・支所 出張所		
口座種別	口座番号(右詰で記入)	口座名義(カタカナ)	
1 普通 ・ 2 当座			

5. その他

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に北栄町外に転出した場合には北栄町の妊婦支援給付認定は取消されます。取消により北栄町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

胎児の数の届出書

北栄町長

妊婦支援給付金の支給を受けたいため、胎児の数の届出をします。

届出日 年 月 日 氏名

1. 届出者の情報

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名		電話番号	
出産予定日	年 月 日	妊娠週数	週
住 所 地	北栄町		

2. 胎児の数： 人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

妊婦認定（心拍を確認）を受けた医療機関と

☐ 同じです。

☐ 異なります。 ➡

医 療 機 関 の 名 称	
---------------	--

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2 回目）の支給（胎児の数×5 万円）を

☐ 希望します。 ➡

☐ 他の市町村で、2 回目の支給（胎児の数×5 万円）を受けていません。

※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

5. 振込先口座

☐ 妊婦支援給付金（1 回目）の支給と同じ口座に振込を希望します。

☐ 下記の口座に振込を希望します。



（※転入者の方で 1 回目の給付を北栄町で受けていない人はこちらを選択してください。）

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本・支店 出張所		
口座種別	口座番号 (右詰で記入)	口座名義 (カタカナ)	
1 普通 ・ 2 当座			

(文書番号)
年 月 日

様

北 栄 町 長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

※北栄町外に転出する場合

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に北栄町外に転出した場合には、転出日をもって北栄町の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）また、取消しにより北栄町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

※不服申立て

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、北栄町長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、北栄町長を被告として（訴訟において北栄町を代表する者は北栄町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号(第5条関係)

(文書番号)
年 月 日

様

北 栄 町 長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

※不服申立て

上記の却下の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、北栄町長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、北栄町を被告として（訴訟において北栄町を代表する者は北栄町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号(第5条関係)

(文書番号)

年 月 日

様

北 栄 町 長

妊婦支援給付金支払通知書

妊婦支援給付金（２回目）については、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

(文書番号)
年 月 日

様

北 栄 町 長

妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

※北栄町外に転出する場合

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に北栄町外に転出した場合には、転出日をもって北栄町の妊婦支援給付認定は取消されます。(本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。)

また、取消しにより北栄町から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

※不服申立て

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、北栄町長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、北栄町を被告として(訴訟において北栄町を代表する者は北栄町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第 35 号

小・中学校主任等の任命について

次の者を小・中学校主任等に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

令和7年度北栄町立小・中学校主任等

分 掌 名	北条小学校	大栄小学校
	氏 名	氏 名
教務主任	森脇 慶子	生田 智子
第1学年主任	三好 春絵	赤瀬 百恵
第2学年主任	山本 歩美	山根 伶香
第3学年主任	田中 伸二	中波 優子
第4学年主任	好川 功	中村 諭子
第5学年主任	谷岡 眞史	山根 義孝
第6学年主任	尾崎 尚史	佃 涼子
保健体育主事	好川 功	堀 晃士
人権教育主任	横山 明美	清水 伸哉
生徒指導主任	松本 幸治	佃 涼子
司書教諭	有元 理紗	中村 諭子
安全衛生推進者	濱家 功	徳永 正樹
防火管理者	濱家 功	徳永 正樹
共同学校事務室長		湯原 ちあき

分 掌 名	北条中学校	大栄中学校
	氏 名	氏 名
教務主任	足羽 進一	徳井 和栄
第1学年主任	池口 千奈美	濱田 壮一
第2学年主任	中尾 智則	牧田 隼
第3学年主任	背戸 靖俊	内川 あゆみ
保健体育主事	飯田 優里	永田 優香
人権教育主任	山本 靖	清水 元気
生徒指導主事	岩成 智彦	最上 慎也
進路指導主事	背戸 靖俊	内川 あゆみ
司書教諭	池口 千奈美	内川 あゆみ
安全衛生推進者	中本 圭祐	宮本 一宏
防火管理者	中本 圭祐	宮本 一宏
共同学校事務室副室長		信組 美恵

任 期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【参考資料】

●北栄町立小学校及び中学校管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 第1項に規定する主任及び主事は、当該学校の教諭(保健体育主事にあっては、教諭又は養護教諭)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（生徒指導主事）

第27条 中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（進路指導主事）

第28条 中学校に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて教育委員会がこれを命ずる。

（その他の主任等）

第29条 この規則に定めるもののほか、学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長がこれを命ずる。

（主任等の任期）

第34条 第26条から第31条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 学年の途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

（衛生推進者）

第34条の2 学校に衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、校長の監督を受け、職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事項、健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事項をつかさどる。
- 3 衛生推進者は、当該学校の教頭又は教諭の中から校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（学校評議員）

第36条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

（防火管理者）

第59条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。

- 3 教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聴いて、他の教諭をもってこれに充てることができる。
- 4 防火管理者は、校長の監督を受け消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定める防火管理上必要な業務を行う。

議案第 36 号

北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

次の者を北栄町スポーツ推進審議会委員に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町スポーツ推進審議会委員

番号	氏 名	所 属 等
8	中本 圭祐	北条中学校教頭

任 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

議案第 37 号

北栄町教育行政評価委員の委嘱について

次の者を北栄町教育行政評価委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する
事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和 7 年度北栄町教育行政評価委員

氏 名	住 所	備 考
の っ しんじ 野津 伸治		鳥取短期大学教授
にしむら ふみのぶ 西村 文伸		(地域)
ふくみつ えつこ 福光 悦子		(保護者)

任 期 令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで

【参考資料】

●北栄町教育行政評価委員会設置要綱

（組織）

第3条 委員会は、委員3名をもって組織する。

2 委員は、学識経験のあるものから北栄町教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

議案第 38 号

北栄町部活動のあり方検討委員の委嘱について

次の者を北栄町部活動のあり方検討委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

令和7年4月30日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和7年度北栄町部活動のあり方検討委員

No.	氏名	所属
1	萬 章夫	北条中学校長
2	岩成 智彦	北条中学校教諭
3	妙泉 直子	大栄中学校長
4	牧田 隼	大栄中学校教諭
5	山根 雄一	北栄スポーツクラブ

任 期 令和7年5月1日～令和8年3月31日

議案第 39 号

こども園評議員の委嘱について

次の者をこども園評議員に委嘱したいので、北栄町立認定こども園管理運営規則第 28 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

令和7年度 こども園評議員名簿

学校名：北栄町立北条こども園		
学校評議員名	住 所	備 考
岡 裕一		元北条なかよし学級
井上 勝枝		元北栄町立こども園 園長
濱家 功		北条小学校 教頭
副田 幸男		あつまらいや北条会長
大坂 亮太		北条こども園PTA会長

学校名：北栄町立大誠こども園		
学校評議員名	住 所	備 考
福井 和栄		元北条小学校 校長
徳永 正樹		大栄小学校 教頭
倉本 恵美		北栄町社会福祉協議会介護支援課長
田中 英伸		北栄町シルバー人材センター事務局長
山本 真生		大誠こども園PTA会長

学校名：北栄町立由良こども園		
学校評議員名	住 所	備 考
飛川 みゆき		元北栄町立こども園 園長
徳永 正樹		大栄小学校 教頭
山本 美樹		中央高等学園専修学校教師
井川 敦雄		大栄中校区学校運営協議会委員
多田 竜太		由良こども園 PTA会長

任期 令和7年5月1日～令和8年3月31日